

指名停止等措置一覧

令和7年2月18日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
6	株式会社西三交通	令和6年4月19日 から 令和6年5月18日	1か月	3/9発生 市営バス運行業務において、Sバス長篠山吉田線を運行中、居眠り状態で交差点に進入しガードパイプと信号柱に接触。人身事故とはならなかったものの、ガードパイプ、信号柱破損、市バス車両破損あり。1/23発生の事故と同一運転手によるもの。一連の行為を著しく信頼関係を損なう行為と認め指名停止措置とする。	別表第2 第11号の規定	
6	日本ゼネラルフード株式会社	令和6年6月18日 から 令和6年7月17日	1か月	公正取引委員会は、名古屋市の発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、受注価格の低落防止等を図るため、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反するものとして、令和6年5月22日付けで違反事業者として認定した。なお、課徴金については減免制度の適用を申請し減額が認められている。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条 第3項に該当)	
6	株式会社 魚国総本社 名古屋本部	令和6年6月18日 から 令和6年8月17日	2か月	公正取引委員会は、名古屋市の発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、受注価格の低落防止等を図るため、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反するものとして、令和6年5月22日付けで違反事業者として認定した。	別表第2 第4号の規定	
6	メーキュー株式会社	令和6年6月18日 から 令和6年8月17日	2か月	公正取引委員会は、名古屋市の発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、受注価格の低落防止等を図るため、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反するものとして、令和6年5月22日付けで違反事業者として認定した。	別表第2 第4号の規定	

指名停止等措置一覧

令和7年2月18日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
6	葉隠勇進 株式会社 中部支店	令和6年6月18日 から 令和6年7月17日	1か月	公正取引委員会は、名古屋市の発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、受注価格の低落防止等を図るため、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反するものとして、令和6年5月22日付けで違反事業者として認定した。なお、課徴金については減免制度の適用を申請し減額が認められている。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条 第3項に該当)	
6	株式会社JTB 豊橋支店	令和6年6月18日 から 令和6年8月17日	2か月	公正取引委員会は、青森市の発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、受注予定者を予め決定し、受注予定者以外の者に当該業務の一部を委託することを合意することにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反するものとして、令和6年5月30日付けで違反事業者として認定した。	別表第2 第4号の規定	
6	東武トップツアーズ 株式会社 豊橋支店	令和6年6月18日 から 令和6年7月17日	1か月	公正取引委員会は、青森市の発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、受注予定者を予め決定し、受注予定者以外の者に当該業務の一部を委託することを合意することにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反するものとして、令和6年5月30日付けで違反事業者として認定した。なお、課徴金については減免制度の適用を申請を行っている。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条 第3項に該当)	

指名停止等措置一覧

令和7年2月18日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
6	名鉄観光サービス 株式会社 中部営業本部	令和6年6月18日 から 令和6年8月17日	2か月	公正取引委員会は、青森市の発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、受注予定者を予め決定し、受注予定者以外の者に当該業務の一部を委託することを合意することにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反するものとして、令和6年5月30日付けで違反事業者として認定した。	別表第2 第4号の規定	
6	株式会社 総合設備設計	令和6年7月22日 から 令和6年9月21日	2か月	当該事業者は、令和6年6月19日執行の「千郷中学校太陽光発電設備設置等設計業務委託」及び「新城中学校太陽光発電設備設置等設計業務委託」の指名競争入札において、落札決定後に自己都合で工期内の業務完了が困難になったとして辞退届を提出し、契約の締結を辞退した。	別表第2 第11号の規定	
6	アイリスチトセ 株式会社 中部支店	令和6年8月19日 から 令和6年9月18日	1か月	北海道札幌市内ほか5件の工事において、建設業法第26条第2項の規定に違反して監理技術者を配置していなかったとして、令和6年7月26日に宮城県から建設業法に基づく営業停止処分を受けた。	別表第2 第9号の規定	
6	日本トータル テレマーケティング 株式会社	令和6年9月24日 から 令和6年10月23日	1か月	京都市発注の「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務」において、令和4年9月分から12月分までのスタッフの人件費を過大請求したとして元社員が詐欺容疑で令和6年6月11日に逮捕された。	別表第2 第11号の規定	

指名停止等措置一覧

令和7年2月18日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
6	損害保険ジャパン 株式会社 愛知東支店	令和6年11月18日 から 令和6年12月17日	1か月	損害保険会社が、他の損害保険会社と共同して、見積り合わせや入札において各社が提示する保険料等に関して情報交換を行って調整していた。また、損害保険代理店が、損害保険会社間の情報交換に協力している事例があった。このことが独占禁止法の規定に違反する行為として、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けた。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条 第3項に該当)	
6	あいおいニッセイ 同和損害保険 株式会社 三河支店豊橋支社	令和6年11月18日 から 令和6年12月17日	1か月	損害保険会社が、他の損害保険会社と共同して、見積り合わせや入札において各社が提示する保険料等に関して情報交換を行って調整していた。また、損害保険代理店が、損害保険会社間の情報交換に協力している事例があった。このことが独占禁止法の規定に違反する行為として、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けた。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条 第3項に該当)	
6	東京海上日動火災 保険株式会社 三河支店	令和6年11月18日 から 令和6年12月17日	1か月	損害保険会社が、他の損害保険会社と共同して、見積り合わせや入札において各社が提示する保険料等に関して情報交換を行って調整していた。また、損害保険代理店が、損害保険会社間の情報交換に協力している事例があった。このことが独占禁止法の規定に違反する行為として、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けた。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条 第3項に該当)	

指名停止等措置一覧

令和7年2月18日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
6	株式会社 佐藤渡辺 三河営業所	令和7年1月20日 から 令和7年3月19日	2か月	当該事業者を含む3社は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、当該事業者の石川営業所長他が郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、10月23日郡山地方裁判所は、3人に対し罰金50万円から40万円の略式命令を行い、11月9日付けで確定した。	別表第2 第6号の規定	
6	株式会社 イー・メンテ豊橋	令和7年2月18日 から 令和7年3月17日	1か月	当該事業者は、令和7年2月5日執行の「浄化槽保守点検業務委託(長者平団地污水处理場)」における指名競争入札で入札書を提出し、落札者となった。しかしながら、対象業者の都合により、辞退届を提出し、契約を締結しなかったため、入札契約手続き上不誠実である。	別表第2 第11号の規定	
6	パナソニック EWエンジニアリング 株式会社 中部支店	令和7年2月18日 から 令和7年3月17日	1か月	当該事業者は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、実務経験を充足しない者を工事現場に主任技術者として配置していたとして、令和7年1月31日に近畿地方整備局から建設業法に基づく営業の停止命令を受けた。	別表第2 第9号の規定	
6	パナソニック 産機システムズ 株式会社 中部支店	令和7年2月18日 から 令和7年3月17日	1か月	当該事業者は、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたとして、令和7年1月31日に関東地方整備局から建設業法に基づく営業の停止命令を受けた。	別表第2 第9号の規定	

指名停止等措置一覧

令和7年2月18日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
6	株式会社 KANSOテクノス 名古屋統括支店	令和7年2月18日 から 令和7年3月17日	1か月	当該事業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者、工事現場の主任技術者等として配置していたため、近畿地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。	別表第2 第9号の規定	